

橋梁長寿命化修繕計画策定業務標準歩掛（案）

平成27年12月

香川県土木部 道路課

1. 適用範囲

本歩掛は、香川県が管理する対象橋梁について、「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱」及び「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度の運用」に定められた項目に従って、「橋梁長寿命化修繕計画策定マニュアル(案) 香川県道路課」に基づき実施する橋梁長寿命化修繕計画策定に適用する。

2. 業務委託料の構成

業務委託料の構成は、設計業務積算基準に準じる。

3. 業務委託料の積算

業務委託料の積算は、設計業務積算基準に準じる。

4. 電子成果品作成費

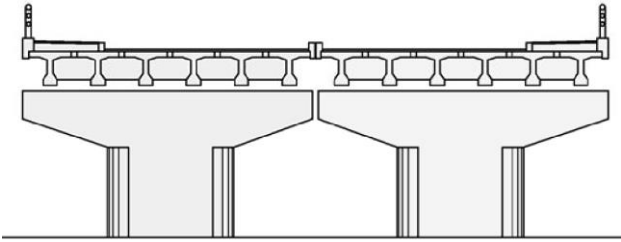
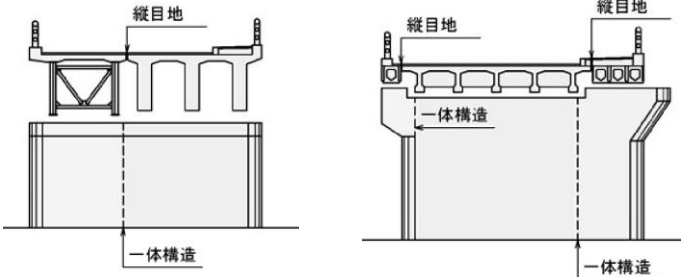
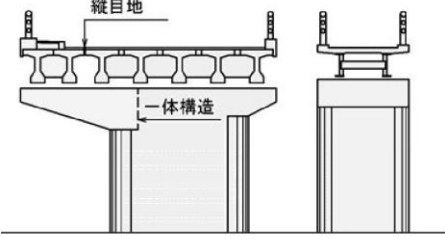
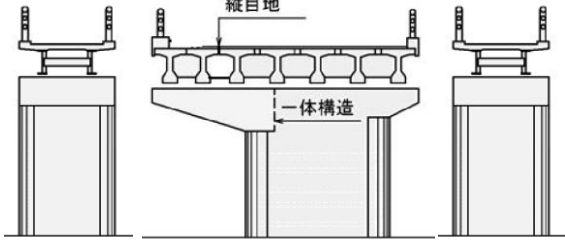
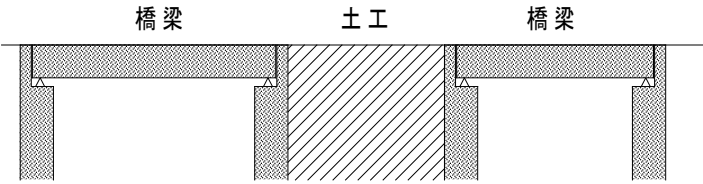
電子成果品作成費は、設計業務積算基準に準じ、「その他の設計業務」を適用する。

5. 作業区分及び業務内容

作業区分	業務内容	
打合せ協議	中間打合せ1回を標準とし、業務着手時と成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。	
計画とりまとめ	既存の橋梁長寿命化修繕計画や点検要領、点検マニュアル、橋梁長寿命化修繕計画策定マニュアルの内容について確認する。また、それらの問題点を抽出し、業務計画を立案する。	
維持管理計画策定	現地調査	対象橋梁の健全度の評価などに必要な場合、現地調査を行う。
	橋梁ごとのLCC策定	対象橋梁の点検結果から健全度の評価を行い、橋梁ごとのLCCの計算を行う。また、必要に応じて、劣化予測や修繕工法及び修繕単価等の計算方法についての見直しを行う。
	長期計画策定	橋梁の修繕計画について、数パターン of 修繕計画から、実現性の高い計画を選定し、長期計画を策定する。
	中期計画策定	長期計画のうち、直近の10年分についての計画策定を行う。策定にあたっては、事務所へのヒアリングを行い、現実的な計画となるよう調整を行う。
	維持管理計画の評価	策定された橋梁長寿命化修繕計画について、事業費の縮減効果の整理を行う。
学識経験者等意見徴収		橋梁長寿命化修繕計画の策定にあたり、学識経験者等の専門的な意見を聴くための会を開催するため、学識経験者との調整、会議資料の作成及び会の運営を行う。
報告書作成	報告書作成	業務の成果として、報告書のとりまとめを行う。また、香川県が策定している橋梁点検要領(案)、橋梁点検マニュアル(案)及び橋梁長寿命化修繕計画策定マニュアル(案)について、修正を行う必要が生じた場合は、その提案を行う。
	計画書作成	国土交通省に提出する長寿命化修繕計画の作成を行う。また、県のホームページで公表するための資料作成を行う。

6. 橋梁長寿命化修繕計画策定業務における橋梁数の考え方

橋梁数の考え方は以下のとおりとする。架橋位置が同じ場所であれば、1橋とする。

①上部工、下部工ともに上下線分離構造の場合	橋梁数
	1 橋
②上部工は分離構造で拡幅、下部工は一体構造で拡幅した橋梁の場合	橋梁数
	1 橋
③上部工は分離構造で拡幅、下部工は一体構造で拡幅＋分離構造の側道橋の場合	橋梁数
	1 橋
④本線橋＋両側に側道橋の場合	橋梁数
	1 橋
⑤道路方向に連続して架橋されている場合	橋梁数
	2 橋

7. 直接人件費

7.1 打合せ協議

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主任 技術者	技師長	主任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
業 務 着 手 時			0.5	0.5			
中 間 打 合 せ				0.5	0.5		
成 果 品 納 入 時			0.5	0.5			
合 計			1.0	1.5	0.5		

※ 中間1回を標準とするが、必要に応じて適宜増減する。

7.2 計画とりまとめ

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主任 技術者	技師長	主任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
計 画 と り ま と め			0.5	0.5	1.5	1.5	
合 計			0.5	0.5	1.5	1.5	

7.3 維持管理計画策定

(100橋当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主任 技術者	技師長	主任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
現 地 調 査				20.0	20.0		
橋梁ごとのLCC策定				0.5	1.0	1.0	
長 期 計 画 策 定				0.2	0.4	0.4	
中 期 計 画 策 定				0.2	0.4	0.4	
維持管理計画の評価				0.1	0.2	0.2	
合 計				21.0	22.0	2.0	

※ 現地調査は必要に応じて計上する。

7.4 学識経験者等意見聴取

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
意 見 聴 取				1.0	1.0	1.0	
合 計				1.0	1.0	1.0	

※ 意見聴取は2回を標準とする。

7.5 報告書作成

(1業務当り)

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
報 告 書 作 成			0.3	0.6	0.6	0.3	
計 画 書 作 成			0.3	0.6	0.6	0.3	
合 計			0.6	1.2	1.2	0.6	